

未登記家屋(家屋補充課税台帳)所有者変更届

豊明市長 殿

令和 年 月 日

1

届出人 住所 豊明市新田町子持松1番地1
 氏名 豊明 一郎
 〒 0562 (92) 1118
※届出人の印鑑は不要です

下記の未登記家屋について、所有者の変更を届け出ます。
 なお、この届け出により生じた問題は、当事者間にて解決します。

2

種 類	構 造	床面積 (㎡)	
		1 階	その他
居宅	木造瓦葺二階建	50.00	40.00
物置	木造瓦葺平家建	15.50	

3

新所有者	住所	豊明市 新田町 子持松 1番地1
	フリガナ	トヨアケ イロウ
氏名	豊明 一郎	持分 /
住所		
フリガナ		
氏名		持分 /
住所		
フリガナ		
氏名		持分 /
旧所有者	住所	豊明市 新田町 子持松 1番地1
	フリガナ	トヨアケ ハナコ
氏名	豊明 花子	持分 /
住所		
フリガナ		
氏名		持分 /
住所		
フリガナ		
氏名		持分 /
変更事由	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. その他 :	
添付書類	<input type="checkbox"/> 所有権移転を証明する書類の写し (売買、贈与等)	
	<input type="checkbox"/> 遺産分割協議書の写し (相続)	
	<input type="checkbox"/> 実印押印のうえ印鑑登録証明書の原本 (証明書類が添付できない場合)	

4

『 添付書類を必ず添付していただくようお願いします 』

【 未登記家屋(家屋補充課税台帳)所有者変更届の記入方法 】

- 届出人の住所・氏名・電話番号を記入してください
(届出人はどなたでも結構です。印鑑は必要ありません)
- 建物所在地、種類、構造、面積を記入してください
- (ア) 新所有者・旧所有者の住所、氏名、持分を記入してください
(持分は共有の場合のみ、記入してください)
(イ) 押印をしてください(添付書類によって、押印していただく印鑑が異なります)

〔添付書類〕

- 遺産分割協議書の場合 → 認印または実印
 - 売買契約書などの場合 → 認印または実印
 - 印鑑登録証明書の場合 → 実印のみ
- ※相続の場合、旧所有者の押印および印鑑登録証明書は不要です

(ウ) 該当する変更事由に○をつけてください

④添付書類

[1] 相続の場合 … 遺産分割協議書、遺言書、遺言書情報証明書、
法定相続情報一覧図(相続人が単独の場合)
のいずれかの写し

売買等の場合 … 売買契約書・贈与証明書など所有権移転を証明する
書類の写し

[1]が用意できない場合 → [2] 印鑑登録証明書
※原本および発行後3か月以内のもの

この届出はあくまでも、未登記の状態のまま課税上の名義を変更するものであり、
この届出を税務課に提出されても、対象家屋についての登記が完了するものではありません。
登記の手続きについては、法務局で行ってください。

◎この届出についての問い合わせ先

豊明市役所 税務課 資産税係(家屋担当)
TEL 0562-92-1118(直通)
FAX 0526-92-1141

○登記に関する問い合わせ先

名古屋法務局 熱田出張所
TEL 052-671-5221

未登記家屋(家屋補充課税台帳)所有者変更届

豊明市長 殿

令和 年 月 日

1

住所 豊明市新田町子持松1番地1

届出人 氏名 豊明 一郎

TEL 0562 (92) 1118

※届出人の印鑑は不要です

下記の未登記家屋について、所有者の変更を届け出ます。
 なお、この届け出により生じた問題は、当事者間にて解決します。

2

記 ※税務課記載欄

建物所在地	豊明市 新田町 子持松 1番地1		
種 類	構 造	床面積 (㎡)	
		1 階	その他
居宅	木造瓦葺二階建	50.00	40.00
物置	木造瓦葺平家建	15.50	

3

新所有者	住所	豊明市 新田町 子持松 1番地1	フリガナ トヨアケ イチロウ	氏名	豊明 一郎	持分	1 / 2
	住所				フリガナ		氏名
	住所		フリガナ	氏名	持分		
旧所有者	住所	豊明市 新田町 子持松 1番地1	フリガナ トヨアケ ハナコ	氏名	豊明 花子	持分	1 / 2
	住所				フリガナ		氏名
	住所		フリガナ	氏名	持分		

変更事由 1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. その他 :

添付書類

所有権移転を証明する書類の写し (売買、贈与等)

遺産分割協議書の写し (相続)

実印押印のうえ印鑑登録証明書の原本 (証明書類が添付できない場合)

4

『 添付書類を必ず添付していただくようお願いします 』

【 未登記家屋(家屋補充課税台帳)所有者変更届の記入方法 】

- 届出人の住所・氏名・電話番号を記入してください
(届出人はどなたでも結構です。印鑑は必要ありません)
- 建物所在地、種類、構造、面積を記入してください
- (ア) 新所有者・旧所有者の住所、氏名、持分を記入してください
(イ) 押印をしてください(添付書類によって、押印していただく印鑑が異なります)

〔添付書類〕

- 遺産分割協議書の場合 → 認印または実印
- 売買契約書などの場合 → 認印または実印
- 印鑑登録証明書の場合 → 実印のみ

※相続の場合、旧所有者の押印および印鑑登録証明書は不要です

(ウ) 該当する変更事由に○をつけてください

④添付書類

[1] 相続の場合 … 遺産分割協議書、遺言書、遺言書情報証明書、法定相続情報一覧図(相続人が単独の場合)のいずれかの写し

売買等の場合 … 売買契約書・贈与証明書など所有権移転を証明する書類の写し

[1]が用意できない場合 → [2] 印鑑登録証明書
 ※原本および発行後3か月以内のもの

左の記入例は下記の様な変更を行った場合のものです

[旧所有者]		[新所有者]
豊明 太郎 持分 1/2	→	豊明 太郎 持分 1/2
豊明 花子 持分 1/2		豊明 一郎 持分 1/2

この届出はあくまでも、未登記の状態のまま課税上の名義を変更するものであり、この届出を税務課に提出されても、対象家屋についての登記が完了するものではありません。登記の手続きについては、法務局で行ってください。

◎この届出についての問い合わせ先

豊明市役所 税務課 資産税係(家屋担当)
 TEL 0562-92-1118(直通)
 FAX 0526-92-1141

○登記に関する問い合わせ先

名古屋法務局 熱田出張所
 TEL 052-671-5221